FC グローバル
ベトナムファンド

販売用資料

基準日：2025/3/31

月報

ケイマン籍／契約型外国投資信託（米ドル建て）

運用実績の推移

※ 上記の実績は信託報酬および実績報酬等差引き後の1口あたり純資産価格の推移
※ 指数はベンチマークではなく参考数値（ファンド設定日を100として指数化して表示）

為替の推移（参考）

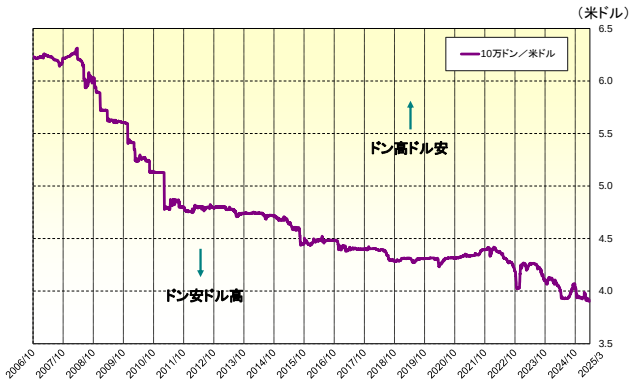

ファンド概要

形態	：	ケイマン籍／契約型外国投資信託（米ドル建て）
設定日	：	2006年10月5日（木）
決算日	：	毎年9月30日
投資運用会社	：	キャピタルアセットマネジメント株式会社
管理会社	：	FCインベストメント・リミテッド
申込単位		10口以上1口単位

資産状況

純資産価格 （米ドル）	
純資産価格（1口あたり）	213.97
純資産総額	2,439万

資産別構成比 （米ドル）		
株式（オプション含む）	2,417万	99.12%
現金他（債券含む）	22万	0.88%
合計	2,439万	100.00%

期間別騰落率

期間	ファンド	VN指数	10万ドン／米ドル
1カ月	-2.56%	0.11%	-0.08%
3カ月	-3.81%	2.74%	-0.37%
6カ月	-8.17%	1.47%	-3.94%
1年間	-3.94%	1.29%	-3.10%
設定来	113.97%	144.40%	-37.24%

※ 上記の実績は信託報酬および実績報酬等差引き後の数字。
※ 上記の「ファンド」騰落率はファンド基準日ベース、
その他の騰落率については月内最終売買日ベース。

組入れ状況

	組入れ上位10銘柄	国名	純資産比
1	ベトナム外商銀行[ベトコムバンク]	ベトナム	9.38%
2	FPT	ベトナム	7.76%
3	ベトナム産業貿易商業銀行	ベトナム	4.87%
4	ペトロベトナム・ガス	ベトナム	4.07%
5	ベトナムテクノロジカルコマーシャルジョイントストック	ベトナム	4.04%
6	モバイル・ワールド・インベストメント	ベトナム	3.95%
7	ビンホームズ	ベトナム	3.86%
8	マッサングループ	ベトナム	3.51%
9	VIETNAM PROSPERITY JSC BANK	ベトナム	3.39%
10	軍隊商業銀行[ミリタリー・コマーシャル]	ベトナム	3.25%
		計	48.08%

	業種別組入れ状況	純資産比
1	金融	40.13%
2	情報技術	10.29%
3	生活必需品	10.20%
4	資本財・サービス	8.53%
5	不動産	8.26%
6	一般消費財・サービス	7.59%
7	公益事業	6.14%
8	素材	5.54%
9	エネルギー	2.24%
10	ヘルスケア	0.20%
	計	99.12%

	国別資産配分	純資産比
1	ベトナム	99.12%
2	—	—
3	—	—
4	—	—
5	—	—
6	—	—
7	—	—
8	—	—
9	—	—
10	—	—
	計	99.12%

※四捨五入の関係で合計が合わない可能性があります。

本資料3ページ以降に記載されておりますファンドのリスクおよび留意点、費用、当資料のお取扱についてのご注意等の事項を必ずご確認ください。

◇管理会社：
FCインベストメント・リミテッド

ファンドマネージャーのコメント

運用報告およびマーケット概観

マーケット概観

【ベトナム株式市場】

3月のベトナム株式市場は、ベトナムを代表する複合企業が電気自動車と観光分野での戦略的な投資協力に関する覚書をカタールの投資会社と交わしたこと、1－2月の鉱工業生産指数が前年同期比7．2％増と底堅さを示した一方、2月の消費者物価指数（CPI）上昇率が前年同月比2．91％と前月の同3．63％から鈍化したことなどを背景に上昇して始まりました。また、ベトナム財務省と国家証券委員会が市場分類の格上げに向けて改めて課題を整理し、対応策の実施スケジュールを示したことなども好感されました。しかし月後半には、トランプ米政権がベトナムに対して関税強化に動く可能性などが懸念されました。月末にかけては、4月2日に予定されるトランプ米政権による相互関税の発表を控え、利益確定の売りに押される展開となりましたが、3月末のVN指数は前月末比0．11％高の1，306．86ポイントとなりました。

【運用状況】

株式組入比率は高位に維持し、高い成長や流動性が継続して見込める銘柄を中心に組み入れています。主な売買としては、資本財株や証券株の一部利益確定の売却や、大型プロジェクトの進展などが好感され株価が上昇に転じた不動産株の一部売却を行いました。引き続き、今後有望と思われるIT（情報技術）セクターや金融サービス、インフラ関連、消費関連などのセクターを中心に投資して参ります。

今後の見通し

ベトナムの実質国内総生産（GDP）は昨年10－12月期に前年同期比7．55％増と前期から伸びを高め、24年通年では堅調な輸出などを背景に前年比7．09％増と年初の政府目標である6．0－6．5％を上回りました。また、3月の製造業購買担当者景気指数（PMI）が50．5へと改善し、好不況の分かれ目とされる50を4ヵ月ぶりに上回ってきた一方、2月のCPI上昇率は前月から鈍化しました。ベトナム国家銀行（中央銀行）が25年の国内銀行の与信成長率の目標を前年比16％へと引き上げるなど経済成長を優先する姿勢を示していることに加え、同国政府が公共投資の積み増しなどにより25年の経済成長目標を8％以上に引き上げるなど金融・財政の両面で政策対応がなされています。ただ、トランプ米大統領がベトナムに対して市場想定を大幅に上回る46％の相互関税を公表するなど、景気の先行き不透明感が台頭してきました。株式市場も変動性の高い展開を続けると想定されますが、予想PER（株価収益率）は3月末時点で9．8倍（12ヵ月先市場予想ベース）と、過去10年平均の13．1倍を下回る水準にあり、依然として割安感が注目されます。

ファンドの特色

- **当ファンドは、ホーチミン・ハノイ証券取引所上場株式およびベトナム国内の店頭登録株式等※に投資し、長期的なキャピタル・ゲインを追求します。**

  ※　店頭登録株式等とは、上記市場に上場しておらず、市場外で相対取引されている株式および未公開株式（未上場で取引市場がない株式）を指します。

- **またファンドは、ベトナム国外の取引所に上場しているベトナム関連企業※が発行する株式および株式関連証券にも投資します。**

  ※　ベトナム関連企業とは、主にベトナム国内で事業を設立または遂行する企業を指します。

ご留意事項

ファンド証券の価格は上昇することも下落することもあります。したがって、買戻しまたは償還に関して投資者が受取る金額が、投資元本を下回ることもあります。

ファンドの信託財産に生じた損益はすべて投資者に帰属します。ファンドは投資元本が保証されているものではありません。投資信託は預貯金とは異なります。

ファンドへの投資のリスクには以下が含まれますが、下記の記載はファンドへの投資に伴うリスクをすべて説明するものではありません。

当ファンドの主要なリスクおよび留意点

- ファンドが一貫してプラスのリターンを達成するという投資目的を達成する保証、表明はありません。
- ファンドは、カウンターパーティの信用リスクを負うことになり、また決済不履行リスクも負うことになります。
- ファンドは、ファンドが米ドル以外の通貨建ての資産に投資される範囲で、為替レートの変動にさらされます。
- 投資運用会社がファンドの勘定で投資することができる有価証券は、流動性が低い可能性があります。ファンドが比較的流動性の低い有価証券に投資する場合、投資運用会社が希望する価格とタイミングで投資対象を処分する機会は制限される可能性があります。
- ファンドの純資産総額およびファンドの投資対象の流動性は、為替レートおよび為替管理、金利の変化、政府の方針および税制の変更、および社会、政治および経済の不安定性または、ファンドが投資を行う国における、もしくは当該国に影響を及ぼすその他の出来事の悪影響を受けることがあります。
- 特定のアジア諸国の株式市場は、これまでに著しい価格変動を経験しており、今後もかかる価格変動が続く可能性があります。
- 一部の企業の情報開示は国際基準に比べて厳格ではなく、企業に関する公に利用できる情報も多くない場合があります。また、企業が米国またはヨーロッパの企業に適用される会計基準とはかなりの点で異なる会計の基準および要件に従う場合があります。

ベトナムの株式市場への投資リスクには、未上場企業への投資、旧国営企業への投資、不十分な融資または資本調達、顧客集中リスク、非効率的運営管理、詐欺行為に関する不適切な内部統制、人材不足、関連する為替レートの変化による競争力低下などのリスクにさらされる可能性がある企業に投資する可能性等ベトナム企業への投資に関するその他のリスク、投資機会の限定、ベトナムの国際化進展により、ベトナム企業にとって競争が激化していること、ベトナム・ドンの変動、下落および兌換性、通貨交換リスク、企業および投資に関する法的枠組みの変更、未上場株式においてその他の株主が第一優先先買権を有する場合や、ベトナムの証券取引所が他の地域の証券取引所に比べて流動性が限られていることなどにより、投資対象の処分が困難であること、破産手続中の資産実現および外国仲裁裁定書の執行が困難であること、カウンターパーティの信用リスクおよび決済不履行リスク、政治体制、法制度の変更および税法の不確実性、会計、監査および財務報告基準、実務および開示要件が先進国と異なり、また、入手可能な情報が、先進国より少ないこと、ベトナム株式市場のボラティリティ、経済活動の大幅な低下をもたらす可能性があるCOVID-19、SARS、鳥インフルエンザ、その他の伝染病に関するリスクを含みます。

その他の重要な事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 取得のお申し込みにあたっては、販売取扱会社にて最新の投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。

ファンドに係る手数料等について

投資者が直接的に負担する費用

購入(申込み)時手数料	購入(申込み)時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。 日本国内における申込手数料は、以下のとおりです。	
	申込口数	**申込手数料**
	1万口未満 1万口以上5万口未満 5万口以上	3.30%(税抜3.00%、税0.30%) 2.75%(税抜2.50%、税0.25%) 2.20%(税抜2.00%、税0.20%)
換金(買戻し)手数料	かかりません。	

投資者が信託財産で間接的に負担する費用(注)

運用管理費用(管理報酬等)
純資産総額に対し、**年率1.76%※(年間最低102,000米ドル)**および**年間3,000米ドル**を超えない額ならびに取引手数料等、保管報酬および実績報酬
※本料率は、以下に記載されている各報酬の料率(ファンドの純資産総額等に応じて料率が変動するものについては、そのうち最も高い料率)を単純計算で足した合計料率です。最低報酬が適用され実際に支払われた報酬に基づき料率を逆算した場合、これとは異なる料率となる場合があります。(ただし、下記のその他の費用・手数料等もファンドの信託財産から支払われます。)

手数料等	支払先	役務の内容	報酬料率
管理報酬	管理会社	ファンド資産の管理・運用業務	ファンドの純資産総額に対して年率0.09%(毎月後払い)
受託報酬等			
①受託報酬	①受託会社	①ファンドの受託業務	①ファンドの純資産総額に対して年率0.06%(毎月後払い、年間最低30,000米ドル)
②管理事務報酬	②管理事務代行会社	②ファンド資産の管理事務代行業務およびファンドの登録事務代行業務	②(a)純資産総額20百万米ドル以下の部分に対し、年率0.11%および(b)純資産総額20百万米ドルを超える部分に対し、年率0.10%で計算される管理事務報酬(毎月後払い、年間最低72,000米ドル)、ならびにファンドの登録事務代行業務に関して、年3,000米ドルを超えない額(比例配分に基づき、毎月後払い)および取引手数料等
③保管報酬	③保管会社	③ファンド資産の保管業務	③保管会社および受託会社の間で合意した料率等の報酬
投資運用報酬	投資運用会社	ファンド資産の運用業務	ファンドの純資産総額に対して年率0.8%(毎月後払い) また、投資運用会社は、各暦四半期末に計算され、後払いで支払われる実績報酬を受領する権利を有します。ある暦四半期(以下「当該四半期」といいます。)に関する実績報酬=(当該四半期末の受益証券1口当たり純資産価格−ハイ・ウォーターマーク)×15%×当該四半期末に発行されている受益証券の平均口数
代行協会員報酬	代行協会員	1口当たりの純資産価格の公表を行い、また、目論見書、運用報告書を販売取扱会社に送付する等の業務	ファンドの純資産総額に対して年率0.2%(毎月後払い)
販売報酬	販売会社	口座内でのファンドの事務手続き、運用報告書等各種書類の送付、購入後の情報提供等	ファンドの純資産総額に対して年率0.5%(毎月後払い)
その他費用・手数料	マネー・ロンダリング・コンプライアンス・オフィサーおよびレポーティング・オフィサーの報酬ならびにファンドの直接の運営費用(公租公課、銀行取引手数料、券面印刷費、信託証書およびファンドに関するその他一切の書類の作成および/または提出および印刷費用、マーケティング費用、合理的な額の弁護士、監査および会計士の手数料および費用等を含みます。)がファンドの信託財産からのみ支払われます。上記手数料等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を表示することができません。		

(注) 当該手数料等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況および投資者がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。
・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 分配金に対して20．315％
換金（買戻し）時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（買戻し）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20．315％

・上記税率に関しては、2038年１月１日以後は20％となります。今後も税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
・法人の場合は上記とは異なります。
・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

お申込メモ

購入（申込み）単位	10口以上1口単位
購入（申込み）価額	各取引日における受益証券1口当たり純資産価格
購入（申込み）代金	投資者は、申込み注文の成立を販売会社が確認した日（以下「約定日」といいます。）から起算して日本での4営業日目までに申込金額を販売会社に対し円貨または外貨で支払うものとします。
換金（買戻し）単位	1口単位
購入の申込期間	2025年4月1日（火曜日）から2026年3月31日（火曜日）まで ただし、申込みは、各取引日に取り扱われます。
換金（買戻し）制限	クローズド期間、大口解約の制限等はありません。
信託期間	2106年9月30日
決算日	毎年9月30日
収益分配	ファンドの純収益および実現されたキャピタル・ゲインの分配は、管理会社の絶対裁量による判断に基づき、受益者に対して行うことができます。ただし、管理会社は、受益者に対する分配が行われず、むしろファンドの純収益および実現されたキャピタル・ゲインは再投資され、純資産価額に反映されることを予定しています。
運用報告書	ファンドの計算期間の終了（毎年9月30日）およびファンドの運用の終了後に、期間中の運用経過および、ファンドが保有する資産の内容などを記載した交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成します。交付運用報告書は、販売会社または販売取扱会社を通じて受益者にお渡しします。
課税関係	課税上は公募外国株式投資信託として取扱われます。

管理会社、その他関係法人の概況

管理会社	FC インベストメント・リミテッド ファンド資産の管理・運用業務を行います。
投資運用会社	キャピタルアセットマネジメント株式会社 ファンド資産の運用業務を行います。
受託会社	G.A.S.（ケイマン）リミテッド ファンドの受託業務を行います。
管理事務代行会社	SMT ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド 管理事務代行業務を行います。
保管会社	三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店 ファンド資産の保管業務を行います。
日本における販売会社／代行協会員	アイザワ証券株式会社 日本におけるファンド証券の代行協会員および販売会社としての業務を行います。

当資料のお取扱についてのご注意

- 本資料は、キャピタルアセットマネジメント株式会社が当ファンドの運用状況に関する情報を受益者に提供することを目的として作成した販売用資料です。
- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 本資料は、信頼できると判断される情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や真実性を保証するものではありません。本資料に記載された見解は基準日におけるものであり、予告なく変更されることがあるほか、その実現性を示唆または保証するものではありません。
- 本資料に記載のグラフ・数値等は過去のものであり、当ファンドの今後の成果を保証・約束するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資家の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。

アイザワ証券

商号等 ： アイザワ証券株式会社
金融商品取引業者関東財務局長（金商）第3283号

加入協会 ： 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

当社が契約する特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関：
特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（略称：FINMAC）